

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公開番号】特開2019-193503(P2019-193503A)

【公開日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2018-86462(P2018-86462)

【国際特許分類】

H 02 G 3/08 (2006.01)

H 05 K 7/00 (2006.01)

【F I】

H 02 G 3/08

H 05 K 7/00 M

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーブルが通る第1の穴部が形成され、変形可能なシール部材と、前記シール部材を収容するシール収容部および該シール収容部に繋がって前記ケーブルが通る第2の穴部が形成されたケースと、

前記ケーブルが通る第3の穴部および前記シール収容部内に収容された前記シール部材を押圧するための押圧部が形成され、前記ケースに固定された押圧部材とを有し、

前記シール収容部における前記第2の穴部に繋がる部分と前記押圧部材における前記押圧部と前記第3の穴部とを繋ぐ部分のうち少なくとも一方に、前記ケーブルに対して傾いた斜面が形成されており、

前記斜面と前記ケーブルとの間に、前記押圧部により押圧された前記シール部材の一部が入り込んでいることを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記押圧部と前記シール収容部における前記押圧部に対向する面との間で圧縮された前記シール部材のうち前記第1の穴部の周囲の部分が、前記斜面によって前記ケーブルに向かって押し出されていることを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記押圧部材は、前記第3の穴部の両側に前記ケースに固定される固定部を有し、前記第3の穴部と前記固定部が並ぶ方向を第1の方向とし、前記第1、第2および第3の穴部が連なる方向を第2の方向とし、前記第1および第2の方向のそれぞれに直交する方向を第3の方向とするとき、

前記ケースの前記第3の方向の寸法が、該ケースの前記第1の方向の寸法以下であることを特徴とする請求項1または2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記ケースの前記第3の方向の寸法が、前記押圧部材の前記第1の方向の寸法より小さいことを特徴とする請求項3に記載の電子機器。

【請求項5】

前記ケースの内側に、前記第3、前記第1および前記第2の穴部を通って前記ケース内

に延びる前記ケーブルを曲げるためのガイド部が設けられていることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項6】

前記ケースは、前記ケーブルに接続された電気回路基板を保持していることを特徴とする請求項1から5のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項7】

電気回路基板に接続され、前記ケースの外部に突出するコネクタを有することを特徴とする請求項1から6のいずれか一項に記載の電子機器。